

【事案Ⅱ－８】入院共済金請求

・2020年3月31日 裁定終了

<事案の概要>

申立人は、2018年12月3日から24日までの22日間および2019年1月22日から2月12日までの22日間の合計44日間、病院に入院したとして、入院共済金を請求したところ、被申立人は、本件入院の全期間について、約款・事業規約に定める「入院」に該当しないとの理由により、入院共済金の支払を拒絶したことを不服として、裁定の申立てがあったもの。

<申立人の主張>

1. 申立ての趣旨

本件入院の全期間について入院共済金を支払え、との判断を求める。

2. 申立ての理由

本件入院が「入院」の定義に該当しないという被申立人の主張は、一般論であり個々の事例には適しておらず、不服である。

<共済団体の主張>

1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

2. 申立ての理由に対する答弁

本件定義規定上の「入院」の定義の該当性は、疾病、症状、治療の内容、外泊状況などから客観的、合理的に判断されるべきである。本件入院に関する担当医師による診断書、申立人および担当医師との面談、診療記録等の調査ならびに第三者医師による意見書等の結果を検討して、本件入院が本件定義規定上の「入院」の定義に該当しないと判断したものである。

<裁定の概要>

「申立人の請求は認められない」と裁定し、裁定手続を終了した。

本件定義規定の「入院」該当性について、医学的な専門知識を有する第三者機関からの意見書を含め、総合的に勘案すると、本件入院の全期間について、肥満症に対して教育目的で短期入院を行う場合、合併症のリスクなどで治療の緊急性がある場合、高度肥満（BMI 35以上）やBMI 32以上で合併疾患を治療する目的で外科的な手術を行う場合、監視下での厳格な食事制限やリスクのある治療を行う場合など、差し迫った生命の危険がある場合には該当しない。

すなわち、本件入院は、病院において常に医師の管理下において治療に専念しなければならぬほどの治療の必要性がある場合に該当せず、客観的に入院共済金の支払対象となるべき本件定義規定が定める「入院」に該当するとは認められない。